



春闘要求提出と併せ要求趣旨説明の徹底

建交労は2月15日に2023年春闘の統一要求を全国いっせいに提出し、3月1日には統一闘争として第1次回答指定日を迎えます。各分会・班は、統一要求の提出を含む統一闘争に結集すると同時に職場独自の要求を含めて、要求の内容・趣旨（目的）を経営側に十分説明をして理解を得るとりくみを徹底しましょう。統一要求は、建交労（あるいは建交労全国トラック部会）がめざす産業別労働組合の目標であり、経営改善を含む産業全体の健全な発展を追求する政策でもあります。統一要求に対する経営側の理解を得ることで労使が一致点を見出し中小企業における将来展望を共有することにもつながります。

3.2厚労省宛署名&アンケート集約推進を

建交労中央本部は、3月2日に2023春闘を促進する中央行動にとりくみますが、その中央行動では厚生労働省に対して個人請願署名を提出します（署名用紙は送付済ですが足りない場合はP3～4をコピーして活用してください）。各分会・班は署名の集約を急いで2月25日までに支部事務所に送ってください。また、要求アンケートの集約は大きく立ち遅れています。各組織は3月末まで要求アンケートのとりくみを強めてください。

建交労神奈川県南支部アンケート&署名などの到達点

アンケート署名種類	組織名	内外液輸	福岡運輸	田中製菓	イワサワ	中日臨海	扶桑運輸	三昭運輸	ギオン	東進産業	日酸運輸	弥生極社班	合同分会	ISB分会	県南支部	他組織	合計	集計日
大軍拡・大増税反対署名																		2月18日
23年春闘トラックアンケート		1		23	1	5				7	5	15	1	5			63	2月18日
23年春闘酸素部会アンケート																	0	2月18日
3.2中央行動・厚労省宛請願署名		1					3		1				8			1	14	2月18日

働くものの労働安全衛生学校に3名参加！

今年も“働くものの労働安全衛生学校”（神奈川労連・神奈川民医連・いの健神奈川センター共催）が2月18日に会場とオンライン併用で開催され、社会医学研究センター理事の佐々木昭三さん（左の写真）が“職場で誰でもできる労働安全衛生活動”をテーマに講義を行いました。参加者は会場21名とオンライン14名の計35名でした。神奈川県南支部からは金崎書記長、佐藤執行委員と赤羽の3名が参加しました。



事

衆議院議長 様
参議院議長 様

平和、いのち、くらしを壊す 大軍拡、大增税に反対する請願署名

請願の趣旨

いま日本は、「戦争か平和か」の歴史的岐路に立っています。

政府は、2022年年末に「安保関連3文書(国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画)」の改定を閣議決定しました。他国に直接の脅威を与え、先制攻撃も可能な「軍隊と武器」(敵基地攻撃能力)を持つとするものです。2015年の安保法制での「戦争国家づくり」を実践するもので、専守防衛をふみにじる憲法違反です。

政府は、「『専守防衛』に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならず」といいます。しかし、世界第3位の軍事大国になり、他国攻撃ができる長距離ミサイルを持つことが、周辺国の不信をあおり、脅威をあたえ、軍拡競争を過熱させることは明らかです。安保法制を実行して敵基地等を攻撃すれば、日本が攻撃されていなくても他国を攻撃することになり、相手の報復攻撃をまねき日本が戦場になりかねません。

政府は、軍事費について2027年度までの5年間の総額を43兆円とし、27年度にはGDP(国内総生産)比で2%と現在の2倍にするとしています。財源確保のために大增税と国債発行を行うとしており、くらしを直撃します。軍事費増で、いまでも不十分な教育費や社会保障費への国の支出が減りかねません。これらの結果、くらしも経済も立ちいかなくなることは戦前の歴史が示しています。

不確実性が高まる国際情勢のもとで、憲法9条を持つ国としていま行うべきは「戦争の準備」ではなく、対話と外交によって「戦争をさける努力」です。それこそ政治の責任です。

この国のあり方を根本からくつがえし、くらしを壊す大軍拡を開かれた論議もなしに閣議決定ですすめたことは民主主義、立憲主義に反しています。

以上のことから、以下のことの実現を求めます。

請願項目

- 平和、いのち、くらしを壊し、国民に負担を押しつける大軍拡、大增税はやめてください。
- 大軍拡などを決定した「安保関連3文書」改定を撤回してください。

氏名	住所

*この署名は、個人情報保護法に基づき目的以外には使用しません

氏 名	
住 所	

取扱い団体：全日本建設交運一般労働組合（建交労）

労働者の労働条件確保等に関する請願

《請願趣旨》

厚生労働行政における尽力に敬意を表します。

貴職においては、憲法第25条にもとづいて国民の生命と健康・生活を守り、憲法第27条及び第28条にもとづき国民の勤労権及び労働組合活動を保障し、労働者の生活改善に欠かすことのできない賃金・労働条件の向上をはかる貴省の責務を果たすため、以下の事項を積極的に推進するよう請願します。

《憲法第16条の請願権にもとづく請願事項》

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ①ワクチン接種は無償を継続すること。また、接種者が副反応等で休職した労働者が不利益を被らないよう企業各社への指導を徹底すること。さらに傷病手当の給付対象とすること。
- ②コロナに感染した労働者や事業者を治療に専念させるために、休職中の補償等が受けられるよう給付制度を創設すること。

2. 雇用の抜本改善と制度・予算などの拡充

- ①建設や運輸などの時間外労働の上限規制を早期に実施させ、長時間労働の是正に向けて36協定の特別条項廃止、勤務間インターバル11時間以上などの労働者保護の法制化をおこなうこと。
- ②各県内の高齢者の就労を促進している団体の調査・掌握を行い、高年齢者雇用安定法第5条、第36条にもとづき、その対象となっている「高齢者(中高年)事業団」などへの援助・育成措置を強めること。
- ③雇用保険の失業給付については、季節労働者の特例一時金を「50日分」に戻し、一般の失業給付との選択制にすること。通年雇用促進支援事業を改善・拡充するとともに、季節労働者冬期援護制度を復活すること。
- ④学童保育所に複数の正規指導員が配置できるように人件費を計上するなど、予算の大幅増額を実施すること。

3. 賃金・労働条件と労働環境等の改善

- ①地域別最低賃金を全国平均で時給1,500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立すること。中小企業への援助措置を具体化すること。
- ②公務・公共サービス業務での適正賃金を確保するためにILO第94号条約を批准するとともに、公契約法の早期制定に向けて関係省庁との連携を強めること。

- ③自動車運転者の労働時間等「改善基準告示」については、拘束時間の大幅短縮、休息期間の延長などを定めるとともに、ILO第153号条約及び同161号勧告を批准し、法制化してその実効確保をはかること。
- ④2021年5月の「建設アスベスト訴訟・最高裁判決」を踏まえて開催している「個人事業主等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において、審議中の「労働安全衛生法第22条」が規定する「労働者と同じ場所で働く労働者以外の保護措置」については「危険有害作業」の範囲に止めず、建設現場で働く全ての一人親方就労者を保護措置の対象とすること。
- ⑤「建設職人基本計画」にもとづき、全ての建設工事現場で個人請負の形態で就労させる場合「一人親方労災保険」に加入するよう元請企業への指導を徹底すること。また、建設工事現場に出入りする「4トンダンプ、生コン、平ボディ」などの車持ち労働者が「一人親方労災保険」に加入できるよう対象範囲の追加措置を実施すること。
- ⑥トンネル工事における労働時間は「1日8時間、週40時間」を上限とすること。

4. 国民本位の安全・安心な医療・年金・介護など社会保障制度の拡充

- ①生活保護基準・生活扶助基準などの引き下げをしないこと。
- ②後期高齢者医療制度については、窓口2割負担を中止するよう政府へ求めること。
- ③全額国庫負担による最低保障年金制度を早期に実現すること。物価スライド制や年金支給開始年齢の引き上げをやめること。年金の隔月支給を毎月支給にあらためること。
- ④介護保険法の改悪をやめ、利用者や家族が安心して利用できる内容に抜本的な改善を図ること。介護報酬を大幅に引き上げて介護職員等の賃金・労働条件を抜本的に改善・充実すること。
- ⑤日々雇用労働者の雇用・医療保険受給資格要件である「印紙保険料納付日数」（労働日）を現行の「2ヵ月間で26日」から「2ヵ月間で20日」にすること。

以上